

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本てんかん学会と称する。本会は、国際抗てんかん連盟日本支部をかねるものとする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都小平市に置く。

(目的及び事業)

第3条 本会は、てんかん学並びにこれと関連する学術の進歩向上を図ることを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会誌、その他の刊行物の発行
2. 学術集会、講演会、展示会等の開催
3. 国際的な関連諸学会等との協力活動
4. 国内の関連諸学会等との協力活動
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 本会の公告は、本会の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示して行う。

(基金を引き受ける者の募集)

第5条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条 拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第7条 基金の拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところにしたがって返還する。

(代替基金の積立て)

第8条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

(基金利息の禁止)

第9条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第2章 会 員

(会員種類)

第10条 本会の会員は、下記の1～5のいずれかに該当し、名誉会員以外は第11条に定める手続を完了した者とする。

1. 正会員 臨床及び基礎てんかん学あるいはこれと関連する学術に関する知識、経験を有する者で、評議員1名又は正会員2名の推薦を受け資格審査委員会の審査を経て所定の年会費を納めた者
2. 名誉会員 本会のために特に功労のあった者で、社員総会の承認を得た者
3. 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を賛助するため、所定の賛助年会費を1口以上納めた者
4. 臨時会員 本会の主催する学術集会に正会員と連名で参加するため、所定の臨時会費を納めた者
5. 海外会員 臨床及び基礎てんかん学あるいはこれと関連する学術に関する知識、経験を有し、海外に在住するもので、評議員1名又は所属機関長の推薦を受け資格審査委員会の審査を経て入会を認められた者

(入会)

第11条 本会に入会しようとする者は、所定の事項を記入した入会申込書を本会事務所に提出し、申し込むものとする。

- 2 正会員として本会に入会しようとする者については、当該年度の年会費を添えて、前項の申し込みをするものとする。
- 3 海外会員として入会しようとする者は、所定の事項を記入した海外会員入会申込書（推薦状を兼ねる）を添えて、本会事務所に申し込むものとする。

(会費)

第12条 会員は、各種会員の別に応じて会費規程に定める年会費を支払わなければならない。

- 2 既納会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会員資格の喪失)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会したとき
2. 正会員が、2年以上年会費を滞納したとき

3. 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき
4. 除名されたとき

(退会)

第14条 会員はいつでも退会することができ、退会しようとする者は、退会届を本会事務所に提出しなければならない。

(除名)

第15条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の議決を経て除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 本会の定款及び細則に違反したとき
2. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき

第3章 評議員

(評議員)

第16条 本会に評議員を置く。

- 2 評議員は、本会の正会員の中から、別に定める「評議員選出細則」に基づき選出する。
- 3 前項の規定により選出された評議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。
- 4 評議員の任期は、選出された年の8月1日から4年間とする。ただし、再任を妨げない。

(評議員資格の喪失に関する規定)

第17条 評議員はいつでも辞任することができ、辞任しようとする者は、辞任届を本会事務所に提出しなければならない。

- 2 前項の場合によるほか、本会の評議員は、以下の事由により、その評議員たる資格を喪失する。
 1. 第13条乃至第15条に規定する本会の会員資格の喪失事由に該当するに至った場合
 2. 総評議員の同意があった場合

(評議員名簿)

第18条 本会は、評議員の氏名及び住所を記載した名簿を作成し、本会事務所に備え置くものとする。

第4章 役員及び職員

(役員)

第19条 本会には次の役員を置く。

1. 理事 20名以上30名以内。うち代表理事（運営上は理事長と呼称する）を1名、副理事長を若干名、事務担当理事若干名を置く。
2. 監事 2名。
3. 年次大会長 1名。必要に応じて副大会長若干名を置くことができる。

(選任)

第20条 理事及び監事は、「役員選任細則」に基づき、評議員の中から社員総会において選任する。

任期満了前に退任した理事あるいは監事の補充、および理事を増員する場合も同様に選任する。ただし、必要に応じて本会評議員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事及び事務担当理事は、第22条第1項で規定する理事会において選任する。
- 3 副理事長は、代表理事が理事の中から指名する。
- 4 代表理事、副理事長、事務担当理事及び会計担当理事をもって、一般社団・財団法人法第91条第1項の業務執行理事とする。
- 5 年次大会長は、社員総会において選出する。
- 6 副大会長は、年次大会長が指名し、社員総会の報告を経て決定される。
- 7 本会は前2項の手続きを経て、あらかじめ次期年次大会長並びに次次期年次大会長を決定することができる。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により、選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期残存期間と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期残存期間と同一とする。
- 4 年次大会長及び副大会長の任期は、前回の学術集会の会期終了時から、担当する学術集会の会期終了時までとする。

(職務)

第22条 理事は、理事会を構成し、本会の会務を分担する。

- 2 代表理事は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副理事長は、代表理事を補佐する。
- 4 事務担当理事は、庶務・会計等の会務を執行する。
- 5 監事は、一般社団・財団法人法第99条乃至第104条の職務を行い、必要があるとき

はこれを社員総会に報告する。また、監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

6 年次大会長及び副大会長は、学術集会を運営する。また、年次大会長及び副大会長は、社員総会に出席し、意見を述べることができる。

(幹事及び事務員)

第23条 本会の事務を処理するため、本会事務所に幹事若干名を置くことができる。

2 幹事は、理事会が正会員中より選任し、任期は4年とする。

3 事務所に事務員を置くことができる。

(報酬)

第24条 事務員以外はすべて無報酬とする。

第5章 社員総会

(社員総会)

第25条 社員総会は、評議員をもって構成する。

2 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。定時社員総会は、毎事業年度の終了日の翌日から3箇月以内に招集し、臨時社員総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1. 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

2. 総評議員の議決権の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき

4 本会の会員は、社員総会を傍聴することができ、また議長の許可を得て意見を述べることができる。ただし、評議員でない会員は、社員総会の議決権は有しない。

(招集)

第26条 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事がこれを招集する。代表理事に事故があるときは、他の理事があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

2 社員総会の議長は、代表理事が行う。

3 代表理事は、前条第3項第2号に該当する場合は、その書面の到達した日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

4 社員総会を開催するときは、会日より7日前までに、開催日時、場所及び議題その他法令に定める事項を記載した書面あるいは社員の承諾がある場合には電子メールをもって、各評議員に対して通知を発しなければならない。

5 社員総会は、その総会において議決権を行使することができる評議員全員の同意があ

るときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議)

第27条 社員総会は、総評議員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状をもって意思を表明したものは出席とみなす。

2 社員総会において、評議員は各1個の議決権を有する。

3 議決は法令及び定款に別段の定めがある場合を除き、社員総会出席者の過半数の賛成によって成立する。ただし前もって通知された議題につき委任状をもって意思を表示した者は、当該議題議決については出席とみなす。

(議事録及び報告)

第28条 社員総会の議事については、法令の定めにしたがい議事録を作成し、議長及び議事録作成者が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 会議

(会議)

第29条 本会には、会務を議するために次の会議を置く。

1. 理事会
2. 社員総会
3. 学術集会
4. 執行部会議

(理事会)

第30条 本会の理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種とし、定例理事会は、毎事業年度に2回（ただし、4か月を超える間隔で開催）、及び臨時理事会は必要に応じて招集する。なお、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案につき異議を述べた場合はこの限りではない。

2 理事会の招集は、必要に応じて代表理事がこれを行う。代表理事に事故があるときは、他の理事があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

3 理事会を開催するには、会日より5日前までに、開催日時、場所及び議題、その他法令に定める事項を記載した書面あるいは承諾がある場合には電子メールをもって、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

4 年次大会長、副大会長及び各種専門委員会の委員長は、理事会に出席して意見を述べるることができる。ただし、議決権は有しない。

(決議)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

2 理事会は、理事現在数の過半数の出席により成立し、議決は出席理事の過半数の賛成によって成立する。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令の定めにしたがい議事録を作成し、議長及び出席した代表理事及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 委員会

(委員会)

第33条 本会の目的及び事業を達成するため、必要に応じて専門委員会を設置することができる。

2 本会に、第10条第1号の審査を行うため資格審査委員会を設ける。

3 専門委員会の設置並びに委員の人選は、理事又は評議員の発議により、理事会の承認決議により行い、社員総会へ報告する。

4 専門委員の任期は、その都度定めるものとする。

5 代表理事は、理事会で協議の上、理事の中から委員会委員長を選出し、この結果を速やかに公示する。

(報告)

第34条 専門委員会の審議事項、決議事項及び会計は、社員総会において報告されなければならない。

第8章 学術集会

(学術集会)

第35条 本会は、年1回学術集会を開催するほか、必要に応じ、学術集会、講演会、展示会等を開催する。

2 年次学術集会の長は、第19条に定める年次大会長があたるものとする。

(運営委員会)

第36条 年次大会長は、前条の学術集会の運営に関する諮問機関として運営委員会を設置することができる。

2 運営委員会の設置は、第33条に準じて行うものとする。

第9章 編集委員会

(編集委員会)

第37条 本会は、会誌その他刊行物の編集のために編集委員会を設置する。

2 編集委員の人選は、第33条第3項の規定に準じて行うものとし、任期は4年とする。

2 地方会

(地方会)

第37条の2 正会員は、本会の目的に則した地域活動を行うため、必要な地に地方会を組織することができる。

2 地方会の名称は、「日本てんかん学会」を冠するものとする。

3 地方会の運営に関し必要な事項は、各地方会が独自に定めるものとし、会計、運営等は本会とは別に行わなければならない。

第10章 計算

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年の7月31日に終わるものとする。

(計算書類)

第39条 本会の会計は、事務担当理事がこれを処理する。

2 代表理事は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、監事の監査を受け、理事会の議決を経た後、定時社員総会に提出し、3の書類についてはその内容を報告し、1、2及び4の各書類については承認を求めなければならない。

1. 貸借対照表
2. 損益計算書（正味財産増減計算書）
3. 事業報告書
4. 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案

(資産)

第40条 本会の資産は、次のとおりとする。

1. 会費
2. 事業にともなう収入
3. 資産から生ずる果実
4. 寄附金品
5. その他の収入

- 2 本会の事業を遂行するために必要な経費は、前項の資産をもって支弁する。
- 3 既納の金品は返還しない。

(剰余金の処分制限)

第41条 本会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

第11章 定款変更、合併及び解散等

(定款等変更)

第42条 この定款を変更するには、社員総会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の賛成を得た社員総会の決議によらなければならない。

2 定款の変更については、あらかじめ変更内容を正会員及び名誉会員に通知しなければならない。

3 代表理事は、第1項の決議内容を正会員及び名誉会員に報告しなければならない。

(合併等)

第43条 本会は、社員総会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の賛成により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第44条 本会は、一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号及び第4号乃至第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の賛成により解散することができる。

(残余財産の分配)

第45条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、各評議員に分配しない。

2 前項の場合、本会の残余財産は、国又は地方公共団体、本会と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人、あるいは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イ乃至トに掲げる法人に寄付するものとする。

第12章 附則

(定款に定めのない事項)

第46条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団・財団法人法及びその他法令によるものとする。

2016年10月一部改定。2018年10月一部改定。2020年10月一部改定。2022年9月一部改定。
2023年10月一部改定。